

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6647-0656)
処分担当名	同上
処分の名称	命令に従わない場合の給付差止め
概要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡した場合に、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。障害年金の支給に関し特に必要があると認めるときは、A類及びB類疾病の定期の予防接種に係る年金の給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきことを命じ、必要な報告を求めることがあります。正当な理由がなくこの命令に従わず、又は報告をしないときは年金の支給を一時差止めることがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法施行令 第16条、第23条
処分基準	年金額変更請求書に基づき厚生労働省が要否を認定するため、大阪市が処分基準を設定することはできません。
ホームページ	
備考	